

令和6年1月15日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会
(公印省略)

【大阪府発出】「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について

日頃は本会事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび大阪府を通じてこども家庭庁から標記の件につきまして通知が参りました。

内容は「3・4か月児健康診査」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」における基本情報票および健康診査票と健康診査問診票に関して、加筆や変更したとのことであり【④別紙】別添5：修正箇所朱書（エクセルファイル）を参照ください、すでに大阪府は各市町村母子保健主管課等に情報提供を行っているとのことです。

また、国は成育医療等基本方針に基づく評価指標等に係る問診項目も変更しており、令和6年4月1日以降は、各健康診査問診票の中にある「○」が記された項目は市町村から国に対し、報告することになりますので、ご連絡いたします。

なお、修正後の全文として【⑤【改正後全文】乳幼児に対する健康診査について（PDFファイル）】を添付しております。

つきましては、貴会におかれましてもご了知のうえ、市町村が行う、乳幼児の健康診査に実施が行われるべく、ご協力を賜りますよう、何卒、よろしくお願いいたします。

(事務局：地域医療1課 湯口)

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp